

旧前田家本邸洋館貸出取扱要綱

平成23年3月31日付22教地管第2416号 地域教育支援部長決定

平成26年3月12日付25教地管第2461号 改正

平成27年4月1日付26教地管第2281号 改正

平成31年2月28日付30教地管第2637号 改正

令和2年6月23日付2教地管第707号 改正

令和3年3月31日付2教地管第3012号 改正

令和4年6月1日付4教地管第682号 改正

令和5年3月31日付4教地管第2978号 改正

(目的)

第1 この要綱は、国指定重要文化財である「旧前田家本邸洋館」（以下「当館」という。）が多様な用途で活用され、これまで以上に多くの都民が訪れることで、更なる文化財保護思想の普及・啓発を図るとする施策のもと、当館の貸出及び使用が、東京都教育財産管理規則（昭和40年東京都教育委員会規則第4号）第15条第1項第8号に基づき適正かつ円滑に行われるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用許可)

第2 東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、別に定める場合を除き、講演会、研究発表会、展示会、演奏会その他催し物等及び撮影の実施を目的として、当館を借り受けて使用しようとする者（以下「申請者」という。）に対し、当該使用の目的・方法等を適正と認めるときは、使用を許可する。

(使用許可の種類)

第3 使用許可は次に掲げるものとする。

(1) 一般使用許可

講演会や演奏会等の当館の雰囲気・品格を生かした文化的活動を目的とするもの
なお、使用許可基準については別紙1のとおりとする。

(2) 撮影目的の使用許可

印刷物及び映像媒体等を通じて当館をより多くの人に周知できるよう、当館の雰囲気・品格を生かした撮影を主たる目的とするもの
なお、使用許可基準については別紙2のとおりとする。

(使用許可範囲)

第4 一般使用許可の範囲は、別紙3により教育長が定める場所とし、撮影目的の使用許可については別紙4のとおりとする。

(使用許可日時及び期間)

- 第5 使用許可日については、目黒区立公園条例第3条及び目黒区立公園条例施行規則第2条で定める目黒区立駒場公園の開園日のうち、一般使用許可については水曜日から日曜日までと祝日とし、撮影目的の使用許可については、一般公開を行っていない火曜日（以下「一般非公開日」という。）とする。ただし、当館の保守等を行う日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及びその他の事由により開館しない日を除く。
- 2 使用許可時間は、午前9時30分から午後4時00分までとし、以下のとおり使用許可の単位を設定する。
- (1) 使用許可（1日）
午前9時30分から午後4時00分まで
- (2) 使用許可（半日）
午前9時30分から午後0時30分まで
午後1時00分から午後4時00分まで
- 3 一度の申請による使用許可期間は5日間（ただし、休園日及び一般非公開日並びに年末年始を除く。）を限度とし、必要のある場合は個別に協議するものとする。

（使用許可手続）

- 第6 申請者は、別に定める場合を除き、「旧前田家本邸洋館使用許可申請書」（第1号様式）及び「旧前田家本邸洋館使用企画書」（第2号様式）を、使用開始日の3か月前から1か月前までの間に教育長に提出しなければならない。
- 2 「旧前田家本邸洋館使用許可申請書」には申請者の概要を説明する書類（法人概要又は個人プロフィール等）を添付しなければならない。
- 3 以上の申請が適当と認められる場合は、「旧前田家本邸洋館使用許可書」（第3号様式）により通知する。

（使用権の譲渡等の禁止）

- 第7 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（関係機関への届出）

- 第8 当館の使用に当たり、東京都教育委員会以外の関係官庁の許可が必要な場合は、届出等を行い、使用開始の前日までに許可を得なければならない。

（禁止事項）

- 第9 申請者は使用許可を受けて当館を使用するに当たり、次に掲げる事項を行ってはならない。
- (1) 重要文化財の保護に反するおそれのある行為
- (2) 建造物その他附属施設の損傷及び形質の変改
- (3) 火気、爆発物その他これに類する危険物の持込み
- (4) 駒場公園内及び当館内で喫煙を行う行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 物品の販売及びこれに類する行為で、営利を主たる目的とする行為

- (7) コンセントの使用（許可を得た場合を除く。）
- (8) 館内での飲食（許可を得た場合を除く。）
- (9) 重要文化財としての品位をおとしめるおそれのある行為
- (10) 当館周辺の居住者の迷惑となるおそれのある行為
- (11) 使用許可された使用目的以外の目的での使用
- (12) その他文化財の維持管理上、不相当と認められる行為

(使用条件及び注意事項)

第10 申請者は、使用に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 当館が国指定重要文化財として国民共有の財産であることに留意し、機材等の搬入・搬出及び使用の際には養生を行い、既設物を損壊しないように十分注意を払うこと。
- (2) 当館係員の作業を妨げないこと。また、当館の使用に関しては当館係員の指示に従うこと。
- (3) 申請者は現場責任者を決め、その現場責任者は使用の開始から終了まで必ず立ち会うこと。また、使用許可期間内に搬入及び搬出を完了すること。
- (4) 機材・ゴミ等は終了後速やかに撤去し、原状回復をすること。
- (5) 必要に応じて誘導員、警備員等を配置すること。
- (6) 当館の使用に当たり、駐車場の用意は行わない。
- (7) 持ち込んだ物品は各自で管理すること。また、持ち込んだ物品の毀損及び盗難について東京都教育委員会は責任を負わない。
- (8) その他当館管理上の支障が出た場合は、当館係員の指示に従うこと。

(使用料)

第11 使用料は、東京都の発行する納入通知書により別途通知する額とし、申請者は納入通知書により使用開始日の前日までに納付しなければならない。

- 2 使用料を納付期限までに納付せず、かつ、期限を指定した督促を受けたときは、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該使用料の金額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）につき年14.6パーセント（督促状に指定する期間までの日数については年7.3パーセント）の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日の割合とする。
- 3 当分の間、前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合と、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と

する。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育長が公用又は公共の用に供するために当館の使用の許可を取り消したとき、その他特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減額又は免除)

第12 申請者は、東京都行政財産使用料条例(昭和39年東京都条例第26号。以下「使用料条例」という。)第5条第1号から第3号までの規定により使用料の減額又は免除を受けようとする場合は、「旧前田家本邸洋館使用料減額・免除申請書」(第4号様式)を教育長に提出しなければならない。

なお、使用料条例第5条第1号及び第2号の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする場合は、申請書等関係書類とともに教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は次に掲げる事項に該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。
 - (1) 国又は地方公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。
 - (2) 都の指導監督を受け、都の事務・事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務・事業の用に供するため使用するとき。
 - (3) 行政財産の使用許可を受けたものが、地震、水災、火災等の災害のため、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。
- 3 教育長は申請者に対し使用料の減額又は免除の可否を「旧前田家本邸洋館使用料減額・免除通知書」(第5号様式)により通知する。

(光熱水費)

第13 光熱水費は、東京都の発行する納入通知書により別途通知する額とし、申請者は納入通知書により指定する納付期限までに納付しなければならない。

- 2 光熱水費を納付期限までに納付せず、かつ期限を指定した督促を受けたときは、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該光熱水費の金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)につき年14.6パーセント(督促状に指定する期間までの日数については年7.3パーセント)の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日の割合とする。
- 3 当分の間、前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合と、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)と

する。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(使用許可の取消し又は変更)

第14 次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し又は変更することがある。

- (1) 当館を、公用又は公共の用に供するため必要とするとき。
- (2) 許可条件に違反したとき。

(損害賠償)

第15 申請者は、当館の施設等を損傷した場合は、その責任の一切を負い、東京都教育委員会の指導の下に原状回復を行わなければならない。

2 原状回復に係る費用は申請者の負担とする。ただし、原状回復できない場合、申請者は損害相当金額を東京都に賠償しなければならない。

(その他)

第16 本要綱に定めのない事項は、東京都教育庁地域教育支援部長が別途定める。

使用許可基準（一般使用許可）

1 使用許可対象

旧前田家本邸洋館が国指定重要文化財であり、国民共有の財産であるということに留意し、旧前田家本邸洋館の芸術的・学術的価値を都民に周知するとともに、文化財の保存・活用の重要性を理解してもらうという文化財保護思想の普及・啓発に寄与すると認められる文化的活動を行う団体及び個人を許可の対象とする。ただし、旧前田家本邸洋館の雰囲気・品格を損なうような目的又は方法により使用する場合は、許可しないこととする。

なお、文化的活動とは主に以下に挙げるものをいう。

- (1) 講演会
- (2) 展示会
- (3) 演奏会
- (4) 研究発表会
- (5) その他文化財保護思想の普及・啓発の趣旨に合致するもの

2 使用を許可しない事項

使用目的が以下に該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 署名、勧誘、キャッチセールス及びアジテーション等の行為があると認められるもの
- (2) 暴力的行為を行う恐れのある組織の利益になると認められるもの
- (3) 公共の安全及び秩序を脅かすと認められるもの
- (4) 企画自体が商行為と密接に結びついているもの
- (5) 特定の宗教や政治団体に奉仕する活動であるもの
- (6) その他国指定重要文化財であることへの配慮を欠いた使用目的であるもの
- (7) 旧前田家本邸洋館を以前に使用し、許可内容に反して使用した場合

3 禁止行為

以下の行為は禁止とし、当該行為が発見された場合、許可を取り消すことがある。

- (1) 重要文化財の保護に反するおそれのある行為
- (2) 建造物その他付属施設の損傷及び形質の変改

- (3) 火気、爆発物その他これに類する危険物の持込み
- (4) 駒場公園内及び旧前田家本邸洋館内で喫煙を行う行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 物品の販売及びこれに類する行為で、営利を主たる目的とする行為
- (7) コンセントの使用（許可を得た場合を除く。）
- (8) 館内での飲食（許可を得た場合を除く。）
- (9) 重要文化財としての品位をおとしめるおそれのある行為
- (10) 旧前田家本邸洋館周辺の居住者の迷惑となるおそれのある行為
- (11) 使用許可された使用目的以外の目的での使用
- (12) その他文化財の維持管理上、不相当と認められる行為

使用許可基準（撮影目的の使用許可）

1 使用許可の対象

旧前田家本邸洋館が国指定重要文化財であり、国民共有の財産であるということに留意し、旧前田家本邸洋館の芸術的・学術的価値を都民に周知するとともに、文化財の保存・活用の重要性を理解してもらうという文化財保護思想の普及・啓発及び映像文化の振興に寄与する撮影を行うと認められる団体及び個人を許可の対象とする。ただし、旧前田家本邸洋館の雰囲気・品格を損なうような目的又は方法により使用する場合は、許可しないこととする。

2 使用を許可しない事項

使用目的等が以下に該当する場合は、使用を許可しない。

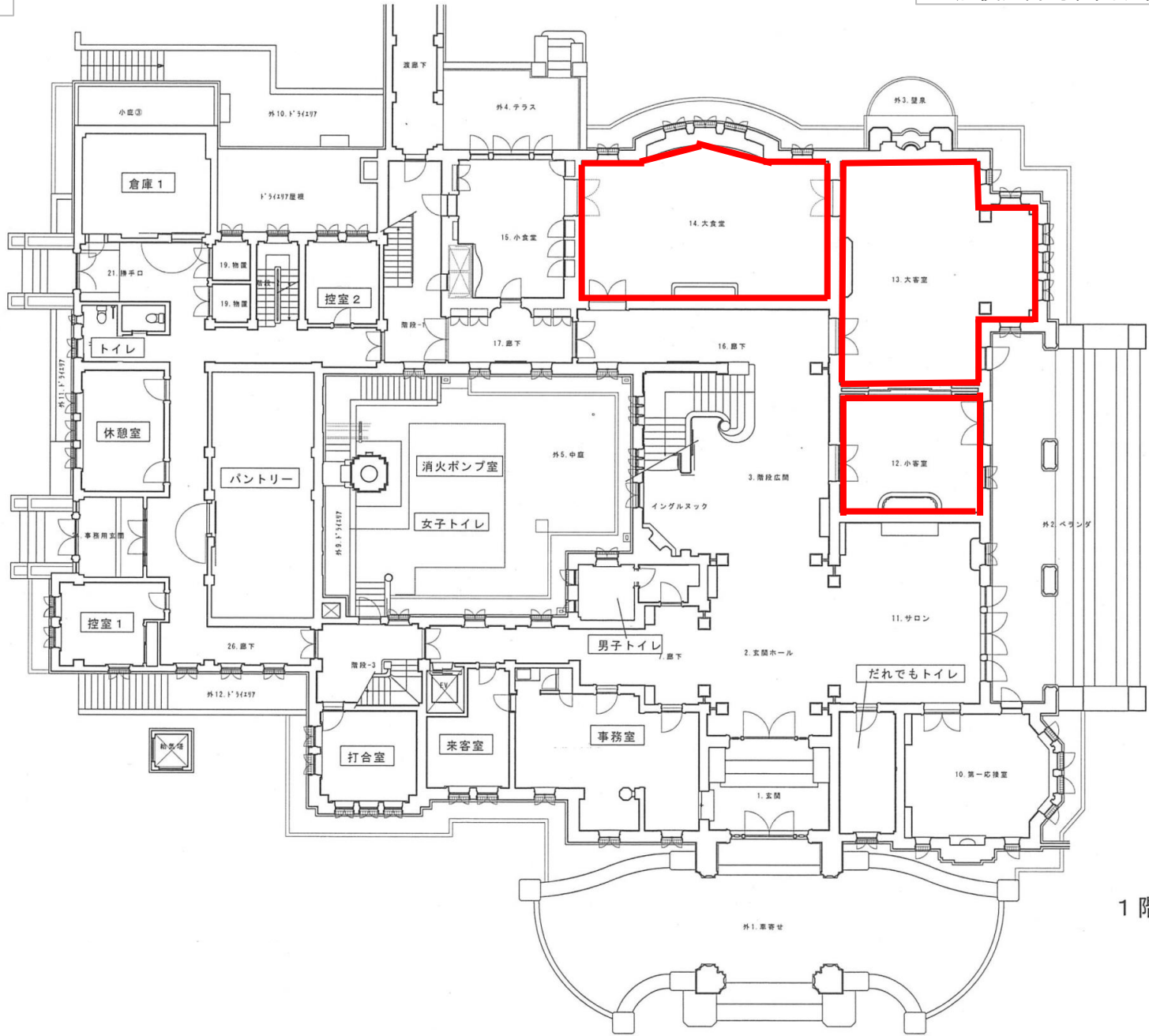
- (1) 撮影を主たる目的としないもの
- (2) 着用する衣装に過度な露出があるもの
- (3) 暴力的行為を行う恐れのある組織の利益になると認められるもの
- (4) 公共の安全及び秩序を脅かすと認められるもの
- (5) 特定の宗教や政治団体に奉仕する活動であるもの
- (6) その他国指定重要文化財であることへの配慮を欠いた使用目的であるもの
- (7) 旧前田家本邸洋館を以前に使用し、許可内容に反して使用した場合

3 禁止行為

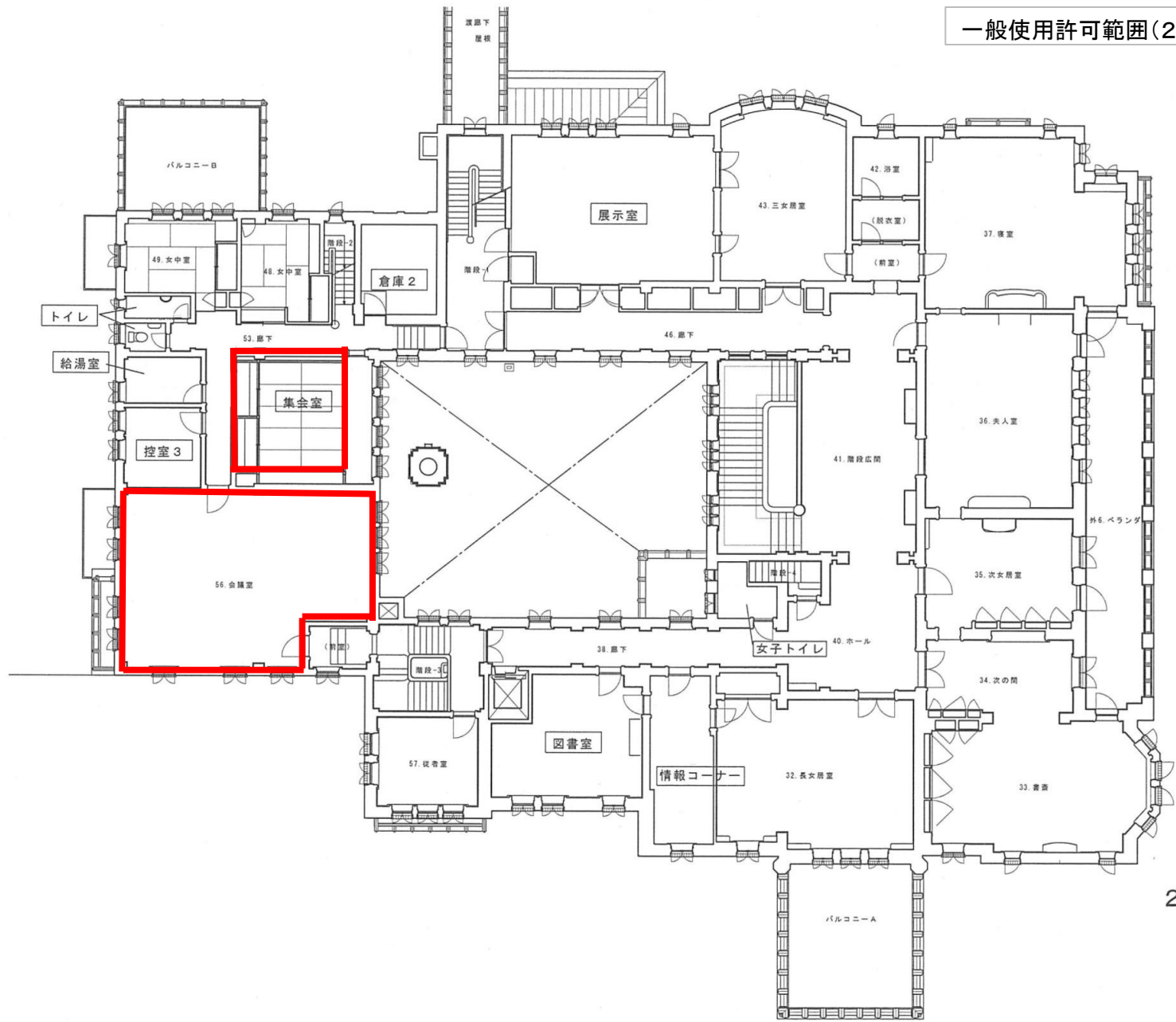
以下の行為は禁止とし、当該行為が発見された場合、許可を取り消すことがある。

- (1) 重要文化財の保護に反するおそれのある行為
- (2) 建造物その他付属施設の損傷及び形質の変改
- (3) 火気、爆発物その他これに類する危険物の持込み
- (4) 駒場公園内及び旧前田家本邸洋館内で喫煙を行う行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 物品の販売及びこれに類する行為で、営利を主たる目的とする行為
- (7) コンセントの使用（許可を得た場合を除く。）
- (8) 館内での飲食（許可を得た場合を除く。）
- (9) 重要文化財としての品位をおとしめるおそれのある行為

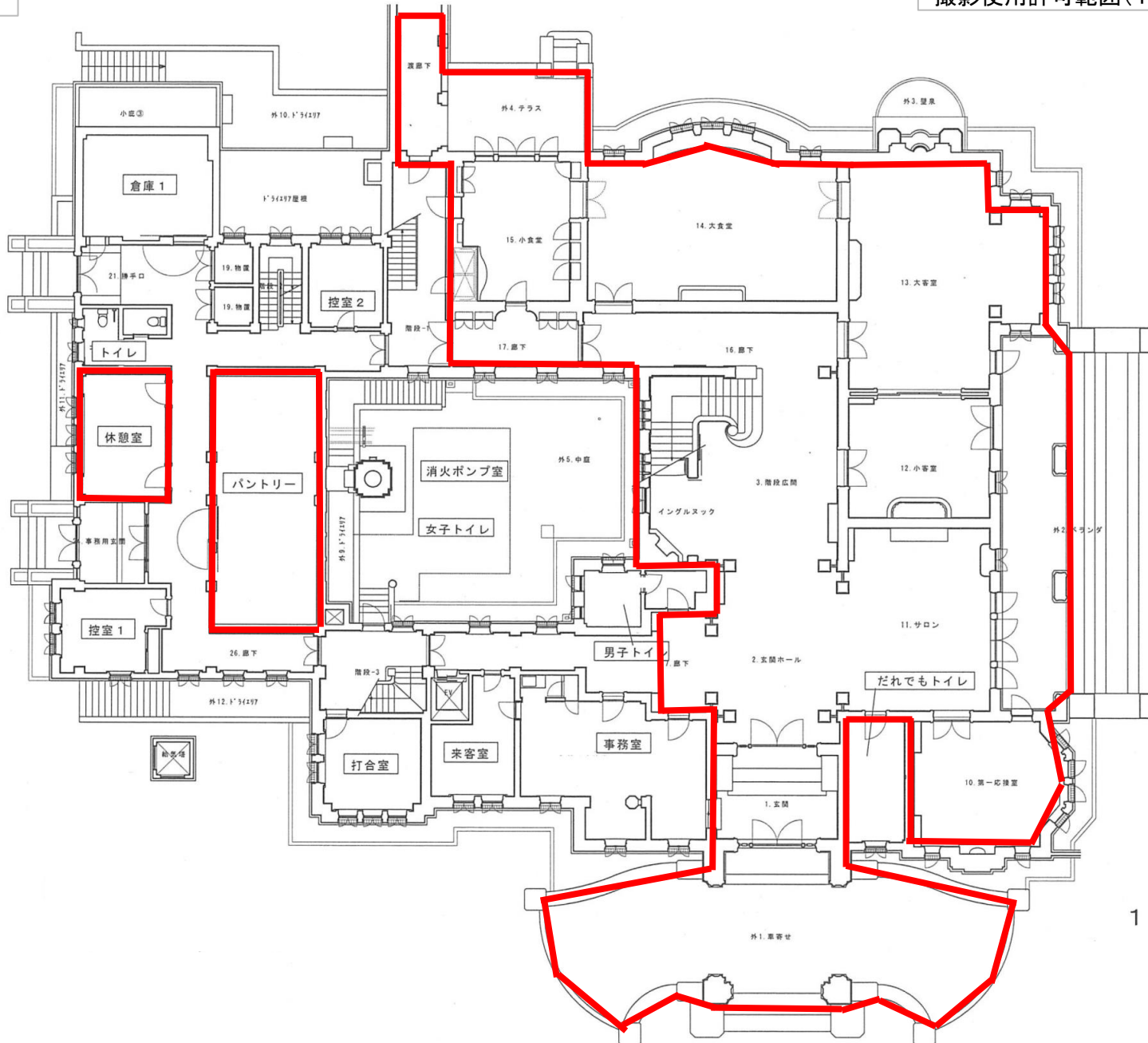
- (10) 旧前田家本邸洋館周辺の居住者の迷惑となるおそれのある行為
- (11) 使用許可された使用目的以外の目的での使用
- (12) その他文化財の維持管理上、不相当と認められる行為



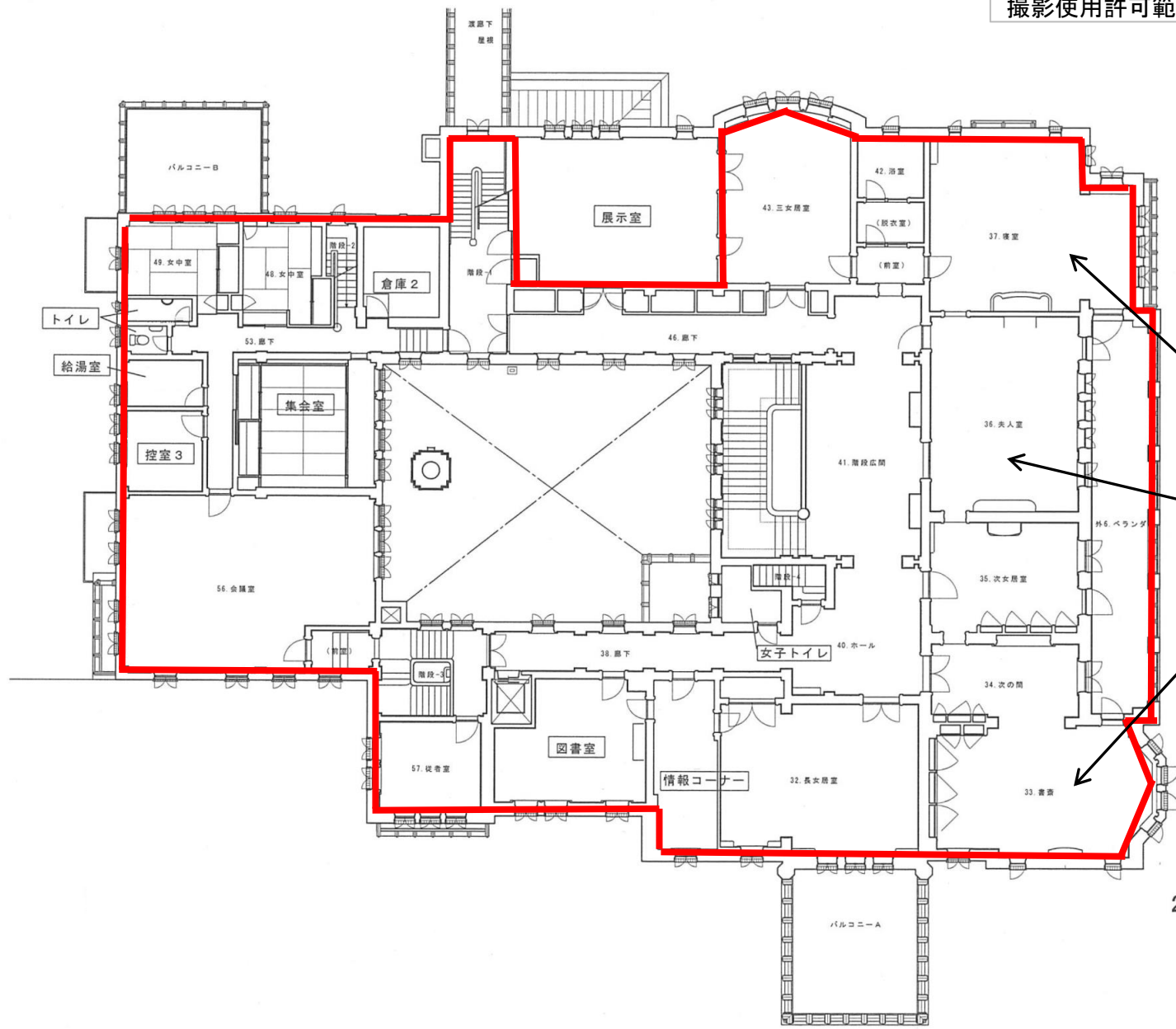
一般使用許可範囲(2階)



2階



撮影使用許可範囲(2階)



家具の展示をしているため、ロープの中は立入禁止とさせていただきます。
(外側からの撮影は可能です)

2階

旧前田家本邸洋館使用許可申請書

年 月 日

東京都教育委員会教育長 殿

申請者住・所在地

申請者氏名（法人の場合、法人名及び代表者氏名）

電話番号・ファクシミリ番号

メールアドレス

旧前田家本邸洋館の施設を使用したいので、旧前田家本邸洋館貸出取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定により、第2号様式のとおり、使用許可を申請します。
なお、許可のあったときは、同要綱及び下記の項目を守ります。

記

- 1 使用許可のあったときは、東京都が別に発行する納入通知書により速やかに使用料及び光熱水費を納入し、使用開始日の前日までに領収書の写しを東京都教育庁地域教育支援部管理課に郵送又はメールにより提出します。
- 2 施設使用時には、要綱に定める注意事項を遵守し、禁止事項に掲げる行為を行いません。
- 3 使用する上で建物外部の使用が必要な場合は、目黒区都市整備部土木管理課占用係の許可を得ます。（電話 03—5722—9418）
- 4 添付書類
 - （1）旧前田家本邸洋館使用企画書（第2号様式）
 - （2）申請者概要（法人概要又は個人プロフィール等）

旧前田家本邸洋館使用企画書

申請者氏名及び電話番号	氏名： 電話：
使用期間	<p>年 月 日 () から 年 月 日 () まで</p> <p>1 午前9時30分から午後4時00分まで 2 午前9時30分から午後0時30分まで 3 午後1時00分から午後4時00分まで</p>
使用希望範囲	撮影目的の使用 (全館貸出)
使用目的 (スチール撮影等)	
使用内容 (具体的に)	
持込み機材等	
その他 (行う可能性がある事項に○をつける。)	<p>1 コンセントの使用 2 ピアノの使用 3 館内での飲食 4 印刷物その他の文書を不特定多数に配布、散布する行為又は 宣伝その他これに類する行為 5 家具等の移動 6 床面及び壁面を痛めるおそれのある使用方法及び機材等の 持込み 7 使用許可範囲において、申請者及びその関係者以外の立ち入 りを禁止すること 8 その他 ()</p>
現場責任者名 及び電話番号等	氏名： 電話：

第2号様式-2 (第6関係)

旧前田家本邸洋館使用企画書

申請者氏名及び電話番号	氏名： 電話：
使用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで 1 午前9時30分から午後4時00分まで 2 午前9時30分から午後0時30分まで 3 午後1時00分から午後4時00分まで
使用希望範囲 (使用を希望する部屋 番号に○をつける。)	1階 1 大客室 2 小客室 3 大食堂 2階 4 会議室 5 集会室
使用目的 (展示会、演奏会名等)	
使用内容 (具体的に)	
コンサートの使用	1 希望する 2 希望しない
ピアノの使用	1 希望する 2 希望しない
持込み機材等	

裏面に続く

<p style="text-align: center;">その他 (行う可能性がある事項に○をつける。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 コンセントの使用 2 ピアノの使用 3 館内での飲食 4 印刷物その他の文書を不特定多数に配布、散布する行為又は 宣伝その他これに類する行為 5 家具等の移動 6 床面及び壁面を痛めるおそれのある使用方法及び機材等の 持込み 7 使用許可範囲において、申請者及びその関係者以外の立ち入 りを禁止すること 8 その他 ()
<p>現場責任者名 及び電話番号等</p>	<p>氏名： 電話：</p>

旧前田家本邸洋館使用許可書

申請者の住・所在地

法人の名称・代表者氏名

令和 年 月 日付けをもって申請のあった旧前田家本邸洋館使用許可申請については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4の規定に基づき、下記のとおり許可する。

令和 年 月 日

東京都教育委員会教育長

記

- 1 使用を許可する財産
名 称：旧前田家本邸洋館本館
所 在：東京都目黒区駒場四丁目3番55号
種 類：建物
種 目：住宅建
数 量：1152.26㎡
使用部分：1階及び2階
- 2 使用許可する期間
令和 年 月 日 ()
午前 時 分から午後 時 分まで
- 3 使用目的

4 使用料及び光熱水費

(1) 金額

円（使用料 円 光熱水費 円）

(2) 納付

東京都が別に発行する納入通知書により使用料及び光熱水費を速やかに納入し、領収書の写しを、東京都教育庁地域教育支援部管理課に郵送又はメールにより提出すること。

5 当日の利用

当日は利用を開始するときに旧前田家本邸洋館事務室で使用許可書及び領収書を係員へ提示すること。提示のない場合、使用ができないことがあるので、注意すること。

6 関係機関への届出

(1) 次に掲げる事項については、申請時に東京都教育委員会へ届出を行い許可を得ること。

ア コンセントの使用

イ ピアノの使用

ウ 館内での飲食

エ 印刷物その他の文書を不特定多数に配布、散布する行為又は宣伝その他これに類する行為

オ 家具等の移動

カ 床面及び壁面を傷めるおそれのある使用方法及び機材等の持込み

キ 使用許可範囲において、申請者及びその関係者以外の立入りを禁止すること。

なお、申請者及びその関係者以外の立入りを禁止する場合、使用許可は1日間を上限とする。

(2) 申請者は使用許可を受けて当館を使用するに当たり、公園内への車両の乗り入れを行う場合については、目黒区へ届出を行い、使用開始日までに許可を得なければならない。

(3) その他当館の使用に当たり、東京都教育委員会以外の関係官庁の許可が必要な場合は、届出等を行い、使用開始日までに許可を得なければならない。

7 禁止事項

使用に当たり、次に掲げる事項を禁止する。

(1) 建造物その他付属施設の損傷及び形質の変改

(2) 火気、爆発物その他これに類する危険物の持込み

(3) 公序良俗に反する行為

(4) 物品の販売

(5) コンセントの使用（許可を得た場合を除く。）

(6) 館内での飲食（許可を得た場合を除く。）

(7) 使用許可された使用目的以外の目的での使用

(8) その他文化財の維持管理上、不相当と認められる行為

8 使用条件及び注意事項

申請者は、使用に当たっては次に掲げる事項を守ること。

- (1) 当館が都指定有形文化財(建造物)として都民共有の財産であることに留意し、機材等の搬入・搬出及び使用の際には養生を行い、既設物を損壊しないように十分注意を払うこと。
- (2) 当館係員の作業を妨げないこと。また、当館の使用に関しては当館係員の指示に従うこと。
- (3) 申請者は現場責任者を決め、その現場責任者は使用の開始から終了まで必ず立ち会うこと。また、使用許可期間内に搬入及び搬出を完了すること。
- (4) 機材・ゴミ等は終了後速やかに撤去し、原状回復をすること。
- (5) 必要に応じて誘導員、警備員等を配置すること。
- (6) 持ち込んだ物品は各自で管理すること。また、持ち込んだ物品の毀損及び盗難について東京都教育委員会は責任を負わない。
- (7) その他当館管理上の支障が出た場合は、当館係員の指示に従うこと。

9 使用料

- (1) 使用料は、東京都の発行する納入通知書により別途通知する額とし、申請者は使用開始日の前日までに納付すること。
- (2) 使用料を納付期限までに納付せず、かつ、期限を指定した督促を受けたときは、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該使用料の金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)につき年14.6パーセント(督促状に指定する期間までの日数については年7.3パーセント)の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日の割合とする。
- (3) 当分の間、前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合と、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (4) 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育長が公用又は公共の用に供するために当館の使用の許可を取り消したとき、その他特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

10 光熱水費

- (1) 光熱水費は、東京都の発行する納入通知書により別途通知する額とし、申請者は納入通知書により指定する期限までに納付しなければならない。
- (2) 光熱水費を納付期限までに納付せず、かつ期限を指定した督促を受けたときは、

その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該光熱水費の金額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）につき年14.6パーセント（督促状に指定する期間までの日数については年7.3パーセント）の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日の割合とする。

- (3) 当分の間、前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合と、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

1.1 次の各号の一に該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し又は変更することがある。

- (1) 当館を、公用又は公共の用に供するため必要とするとき。
(2) 許可条件に違反したとき。

1.2 損害賠償

- (1) 申請者は、当館の施設等を損傷した場合は、その責任の一切を負い、東京都教育委員会の指導の下に原状回復を行わなければならない。
(2) 原状回復に係る費用は申請者の負担とする。ただし、原状回復できない場合、申請者は損害相当金額を東京都に賠償しなければならない。

[不服申立て及び処分の取消しの訴えの教示]

(1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができる。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができない。

(2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

第4号様式（第12関係）

旧前田家本邸洋館使用料減額・免除申請書

年 月 日

東京都教育委員会教育長 殿

申請者住・所在地

申請者の名称（法人の場合、法人名及び代表者氏名）

旧前田家本邸洋館使用に関する使用料について、減額・免除を受けたいので下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

使用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで 1 午前9時30分から午後4時00分まで 2 午前9時30分から午後0時30分まで 3 午後1時00分から午後4時00分まで
使用希望範囲	1 撮影目的の使用 2 一般使用 1階 1 大客室 2 小客室 3 大食堂 2階 4 会議室 5 集会室
減額・免除 申請理由	